

I.環境影響評価制度

1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、大規模な開発事業を行う前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行い、これらを行う過程においてその事業に係る環境保全のための措置を検討し、環境と開発の調和を図っていくための制度です。概要を図1に示します。

群馬県において行われる大規模な開発事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)又は群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号。以下「条例」という。)の対象となり、法又は条例の手続が行われます。

大規模な開発事業は、その事業の種類や規模等により、法又は条例の対象となりますが、法の対象となる事業は条例の対象とはなりません。また、条例では法で規定していない種類の事業も対象としています。

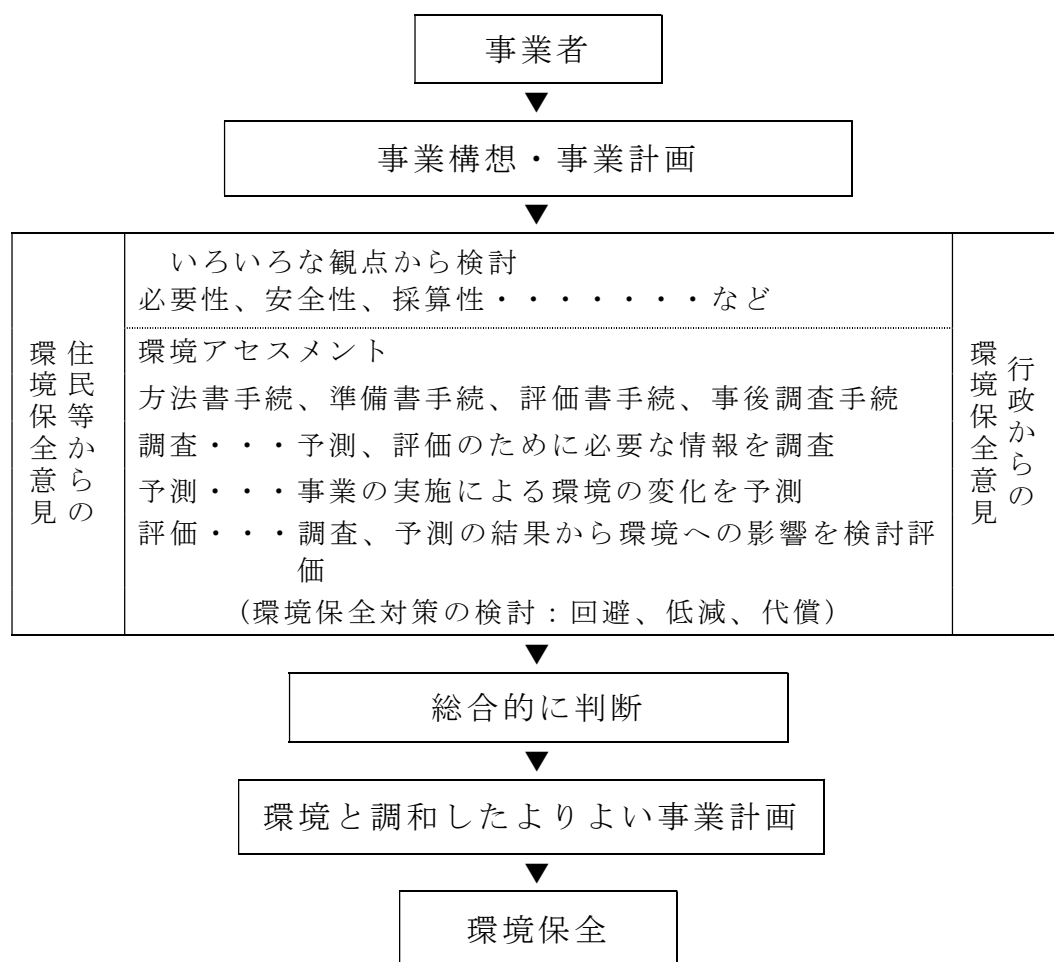


図1 環境アセスメント制度の概要

2 対象事業

条例が適用される事業は、表 1 のとおりです。

表 1 条例対象事業一覧①

区分	事業の種類		規模要件			
			一般地域		配慮地域	
			第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
1	道路※	自動車専用道路	4車線以上	—	2車線以上	—
		国道、県道、市町村道、その他の道路	4車線10km以上	4車線6km以上10km未満	4車線6km以上2車線12km以上	4車線3km以上6km未満 2車線6km以上12km未満
		農道、林道	4車線相当10km以上	4車線相当6km以上10km未満	4車線相当6km以上2車線相当12km以上	4車線相当3km以上6km未満 2車線相当6km以上12km未満
2	河川 工作物	ダム、堰	50ha以上	30ha以上50ha未満	30ha以上	15ha以上30ha未満
		放水路	50ha以上	30ha以上50ha未満	30ha以上	15ha以上30ha未満
3	鉄道、軌道		10km以上	6km以上10km未満	6km以上	3km以上6km未満
4	飛行場	陸上飛行場	滑走路2,500m以上	1,000m以上2,500m未満	1,000m以上	—
		陸上ヘリポート	滑走路20m以上	—	全事業	—
5	電気 工作物	地熱発電所	出力1万kW以上	—	全事業	—
		水力発電所	出力3万kW以上	1.8万kW以上3万kW未満	1.8万kW以上	0.9万kW以上1.8万kW未満
		送電線	50万ボルト以上	17万ボルト以上かつこう長が4km以上	50万ボルト以上17万ボルト以上かつこう長が4km以上	17万ボルト以上かつこう長が1km以上4km未満
		変電所、開閉所	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
		太陽電池発電所	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
6	工場、 事業場	排ガス量	4万Nm ³ /時以上 (ガスタービン は排ガス中の 二酸化炭素が4 千kg/時以上)	—	1.6万Nm ³ /時以上 (ガスタービン は排ガス中の 二酸化炭素が 1.6千kg/時以 上)	—
		排水量	1万m ³ /日以上	—	0.4万m ³ /日以上	—
7	廃棄物 処理施設	廃棄物最終処分場	8ha以上	—	3.2ha以上	—
		ごみ処理施設	6t/時以上	—	2.4t/時以上	—
		し尿処理施設	150kl/日以上	—	60kl/日以上	—
		産業廃棄物中間処理施設	6t/時以上	—	2.4t/時以上	—

※追加追越車線も車線に含みます。

表 1 条例対象事業一覧②

区分	事業の種類		規模要件			
			一般地域		配慮地域	
			第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
8	畜産施設	牛舎	2,500頭以上	1,500頭以上 2,500頭未満	1,500頭以上	1,000頭以上 1,500頭未満
		豚舎	1万頭以上	5千頭以上 1万頭未満	5千頭以上	3千頭以上 5千頭未満
		鶏舎	50万羽以上	25万羽以上 50万羽未満	25万羽以上	5万羽以上 25万羽未満
9	大規模建築物		高さ100m以上又は 面積10万m ² 以上	—	高さ60m以上又は 面積4万m ² 以上	—
10	土地区画整理事業		100ha以上	50ha以上 100ha未満	50ha以上	20ha以上50ha未満
11	新住宅市街地開発事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
12	新都市基盤整備事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
13	流通業務用地 流通業務団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
14	工業用地 工業団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
15	宅地、住宅団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
16	農用地の造成事業		100ha以上	40ha以上 100ha未満	40ha以上	10ha以上40ha未満
17	スポーツレクリエーション 施設用地の造成事業	スキー場	30ha以上	12ha以上30ha未満	12ha以上	3ha以上12ha未満
		スキー場を除く施設	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
18	土石の採取 鉱物の掘採事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
19	都市公園		100ha以上	40ha以上 100ha未満	40ha以上	10ha以上40ha未満
20	森林公園		30ha以上	12ha以上30ha未満	12ha以上	3ha以上12ha未満
21	学校用地の造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
22	研究所用地、 研究所団地の造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
23	墓地、墓園		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
24	浄水施設、配水施設		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
25	下水道終末処理場		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
26	発生土処分場		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
27	埋立て、干拓		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
28	その他複合開発事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満

注1 「配慮地域」とは、国立公園、国定公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区、保安林、特別緑地保全地区及び「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」の規定により指定された生息地等保全地区をいいます。

注2 この表は、群馬県環境影響評価条例施行規則(平成11年群馬県規則第43号)別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては同表を参照して下さい。

注3 「区分6」について、未利用の木質バイオマスを燃料とする工場・事業場については、排ガス量の計算にあたり、含水率（乾量基準含水率）を20%として計算できるものとします。

3 手続きの流れ

条例の対象となる事業は、次の流れ(表の上から下へ)に沿って手続きを実施することになります。

表 2 手続きの流れ

	住民等	事業者	知事	技術審査会	関係市町村長
方法書 手続		方法書の作成・送付	方法書の受理		方法書の受理
	※方法書の縦覧	※方法書の公告・縦覧を実施			
	※意見書の提出	※意見書の受理			
		※意見概要等の送付	※意見概要等の受理		※意見概要等の受理
		知事の意見書を受理、対象項目・手法を選定	知事へ意見書を提出	知事へ意見書を提出	知事へ意見書を提出
		調査・予測・評価の実施			
準備書 手続		準備書の作成・送付	準備書の受理		準備書の受理
	※準備書の縦覧、説明会への参加	※準備書の公告・縦覧・説明会の実施			
	※意見書の提出	※意見書の受理			
		※意見概要等の送付	※意見概要等の受理		※意見概要等の受理
	※公聴会への参加	※必要に応じ公聴会へ参加	※必要に応じ公聴会を開催		※必要に応じ公聴会へ参加
		知事意見の受理	知事へ意見書を提出	知事へ意見書を提出	知事へ意見書を提出
評価書 手続		評価書の作成・送付	評価書の受理		評価書の受理
	評価書の縦覧	評価書の公告・縦覧を実施			
		許認可等の手続、工事等の実施	許認可等への配慮要請		
事後調査 手続		事後調査等の実施			
	報告書の縦覧	事後調査報告書の作成・送付及び公告・縦覧の実施	報告書の受理		報告書の受理
			必要に応じて事業実施区域への立入調査、勧告・公表	知事へ環境保全対策への意見書提出	

注 1 この手続の流れは、群馬県環境影響評価条例の手続きを要約したものですので、具体的な手続きの実施にあたっては、同条例を参照して下さい。

注 2 第2種事業は、※印の項目の手続きがありません。

4 対象項目

調査、予測及び評価の対象となる項目は表 3 のとおりです。

表 3 対象項目一覧

大気環境	大気環境の良好な状態を保持すること	
	大気質	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、粉じん、有害物質
	悪臭	臭気指数、特定悪臭物質
	騒音・振動	騒音、振動、低周波音
水環境	健全な水環境を保持すること	
	水質	水質(河川・湖沼)、地下水汚染、底質
	水生生物	水生生物、水辺生物
	水循環	水象、地下水、水辺環境
地盤環境	地盤環境を安定かつ良好な状態に保持すること	
	土壌環境	土壌汚染物質
	地盤沈下	地盤沈下
	地形・地質	現況地形、注目地形
生物環境	生物の多様性の確保、自然環境を体系的に保全すること	
	植物	植物相及び注目すべき種、植生及び注目すべき群落
	生物	動物相及び注目すべき種、注目すべき生育環境
	生態系	地域を特徴づける生態系
人と自然との 触れ合い	人と自然との豊かな触れ合いを確保すること	
	景観	景観資源、主要な眺望地点、主要な眺望
	人と自然との 触れ合いの場	触れ合い活動の場
	文化財	指定文化財及び埋蔵文化財
環境への負荷	地球環境を保全すること	
	廃棄物等	廃棄物、水使用
	温室効果ガス	二酸化炭素
	オゾン層破壊 物質等	フロン等
その他(その他の生活環境、光害)		

5 住民等の参加

環境アセスメントにおいては、住民等の積極的な参加が大切です。

- 【情報の公開】：環境影響評価手続きの各段階で、住民等の皆さんに情報が公開されます。
- 【公告】：第 1 種事業に係る方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の縦覧、説明会の開催等、必要事項を事業者がお知らせします。第 2 種事業に係る評価書、事後調査報告書等、必要事項を事業者がお知らせします。
- 【縦覧】：第 1 種事業に係る方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書並びに第 2 種事業に係る評価書及び事後調査報告書は、公告日から一定期間、所定の場所で閲覧できます。
- 【説明会】：第 1 種事業準備書の内容について、より深く理解していただくために、説明会に参加することができます。
- 【意見の表明】：住民等の皆さんは、環境影響評価に対して、意見を表明することができます。
- 【公聴会】：住民等の皆さんは、知事が必要に応じて開催する公聴会の場で第 1 種事業準備書の内容について、環境保全の見地からの意見を述べるすることができます。